

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成31年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成31年3月6日

国立大学法人滋賀医科大学長

塩田 浩平

1 工事概要等

- (1) 工事名 滋賀医科大学総合研究棟（臨床系Ⅱ）改修工事
- (2) 工事場所 滋賀県大津市瀬田月輪町（滋賀医科大学構内）
- (3) 工事概要 滋賀医科大学臨床研究棟・実験実習支援センターの改修
- (4) 工期 契約書締結日の翌日から平成32年4月30日まで
- (5) 本工事は、入札時に「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式を実施する工事である。
- (6) 本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成31、32年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級がA、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、**病院、校舎、庁舎又は研究施設の2,380㎡以上の新営又は改修建築一式工事を施工した実績を有すること。**（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を**当該工事に専任で配置**できること。
 - ① **1級建築士、1級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。**なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、**1級建築士、1級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。**
 - ② 平成15年度以降に上記（4）に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (8) **京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県・三重県・岐阜県に本店、支店又は営業所が所在すること。**
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「価格」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の1）、2）の要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

② 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ①「標準点」を100点とし、「加算点」の最高を36点とする。「施行体制評価点」は最高30点とする。
- ②「加算点」の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記(3)①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③「施工体制評価点」の算出方法は、下記(3)③の評価項目ごとに評価を行い、企業の施工体制に応じ、施工体制評価点として付与するものとする。
- ④価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記②及び③によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

①企業の技術力

- ・ 施工計画
- ・ 企業の施工能力
- ・ 配置予定技術者の能力

②企業の信頼性・社会性

- ・ 法令遵守（コンプライアンス）
- ・ 品質及び環境マネジメント
- ・ 地域精通度
- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進

③企業の施工体制

- ・ 品質確保の実効性
- ・ 施工体制確保の確実性

- (4) 受注者の責めにより、提出された「施工計画（簡易型）」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学施設課施設企画係

電話番号 077-548-2052

FAX 077-548-2047

メールアドレス hqsisetu@belle.shiga-med.ac.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成31年3月6日（水）から平成31年3月18日（月）まで

滋賀医科大学のホームページにて交付する。

(滋賀医科大学トップページ>企業・研究者の方>工事入札情報)

なお、設計図書等の交付に当たっては、本学より指示する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成31年3月6日(水)から平成31年3月18日(月)まで

土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。(提出期間の最終日は12時00分締切)

1) 申請は、電子入札システムにより行い、申請書(本学指定:様式1)のみ添付すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙入札とすることができる。

2) 申請書(本学指定:様式1)以外の資料については、電子入札、紙入札を問わず、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、資料を持参する際には、表紙として申請書(本学指定:様式1)及び電子入札システムによる申請受付票を添付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成31年4月17日(水)12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記4(1)に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

開札は、平成31年4月18日(木)9時00分 国立大学法人滋賀医科大学中会議室(管理棟2階)において行う。

※平成31年度本予算示達日より、開札日の延期をする場合がある。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合に、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。